一般廃棄物処分業の 更新 許可申請に係る提出書類

注意事項：下記No.の順番に提出書類に必ずインデックスを付けてください。（受付：　　年　　月　　日　担当：　　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 提　出　書　類 | 備　　考 | CHECK |
| 1 | 許可申請書 | 一般廃棄物処分業　規則様式第４号  手数料は10,000円分の神戸市収入証紙を持参。 |  |
| 2 | 事業計画の概要を記載した書類 | 様式第１０号 |  |
| 3 | 事務所及び事業所の名称及び所在地一覧 |  |  |
| 4 | 事務所の位置図・写真 |  |  |
| 5 | 事業場の位置図 | １万分の１程度の土地利用が判る地形図。 |  |
| 6 | 事業場の全景写真 | 事業場全体を含むもの。 |  |
| 7 | 事業場の付近図見取図 | 2,500分の１程度のもの。 |  |
| 8 | 事業計画予定地の土地及び建物所有者等一覧及び公図 | 様式第３号 |  |
| 9 | 事業場に係る土地及び建物の登記事項証明書 | 発行日より３か月以内のもの。 |  |
| 10 | 土地及び施設の所有権を証する書類 | 所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証明する書類が必要。 |  |
| 11 | 処理工程図 | 処理過程をフロー図等で示したもの。 |  |
| 12 | 敷地内の施設等の配置図 処理施設、処理前・処理後の保管施設、囲い、門扉、表示板、緑地、側溝、油水分離槽、場内搬入道路、消火設備、洗車施設、駐車場、管理事務所、搬入管理設備（計量施設）、環境対策施設（集塵機等） | 積替え保管施設を有している場合は、積替え保管施設の位置も明示すること |  |
| 13 | 処理前・処理後の廃棄物保管施設の概要 | 様式３１号 |  |
| 14 | 処理方式、構造及び設備の概要 | 様式３２号 |  |
| 15 | 処理施設で処理したものの処分方法 | 様式３３号 |  |
| 16 | 法人の登記事項証明書及び定款又は寄付行為 | 発行日より３か月以内のもの。 |  |
| 17 | 法第７条第５項第４号イ～ルまでに該当しない旨の誓約書 | 申請者（法人である場合はその役員も）、政令使用人について。 |  |
| 18 | 住民票（本籍地記載、外国人にあっては国籍等記載）、株主・出資者が法人の場合は法人の登記事項証明書、登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書） | 法人：役員、政令使用人、株主及び出資者（100分の５以上）。  発行日より３か月以内のもの。 |  |
| 19 | 一般廃棄物処分業にかかる従業員名簿 | 役員を除く。 |  |
| 20 | 法人の場合  直前３年分の貸借対照表、損益計算書（区分明細書含む）、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税・市民税・固定資産税の納税証明書（その１） | 各証明書は、発行日より３か月以内のもの。  法人税・市民税・固定資産税は完納していること。 |  |
| 個人の場合  資産に関する調書  直前３年分の申告所得納税証明書 | 所得税は完納していること。 |  |
| 21 | 講習会の修了証の写し | 一般廃棄物実務管理者講習（財団法人日本環境衛生センター開催）。 |  |
| 22 | 事業場の代表者である旨の申立書 | 別紙１２  法人の場合はその代表者若しくは役員、  個人の場合はその申請者本人が講習会を受講せず、事業場の代表者が代わって受講した場合。 |  |
| 23 | 技術管理者の資格を証する書類 | 技術管理者（法施行規則第１７条の資格）を有する書類、又は認定証の写しを添付。 |  |
| 24 | 一般粉じんに係る公害防止管理者の資格を証する書類 | 破砕処分のみ必要。合格証又は資格認定講習の修了証の写しを添付。 |  |
| 25 | 構造基準・維持管理基準を遵守する旨の誓約書 |  |  |
| 26 | 申請者が法人である場合の役員・株主等一覧 |  |  |
| 27 | その他市長が必要と認める書類（２か年の処理実績） |  |  |